

平成30年度1号認定利用者負担基準額表

階層	定義	利用者負担額(月額)	
		公立施設	私立施設
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯(所得割 非課税世帯を含む)	2,000円	2,000円
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	5,500円	8,000円
4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	5,500円	13,500円
5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	5,500円	17,000円

付加基準

(1) この表の2階層から5階層までにおける市町村民税所得割課税額は、税額控除(調整控除は除く)を適用しないものとする。

(2) 4月から8月までの月分の利用者負担額については、前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌3月までの月分の利用者負担額については、当年度分の所得割課税額を基に決定する。

(3) 支給認定保護者の属する世帯の階層が2階層と認定された世帯であっても、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を0円とする。(2-1階層)

①ひとり親世帯等

②在宅障害児(者)のいる世帯

(身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者がいる世帯をいう)

③その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等と特に困窮していると町長が認めた世帯)

※1 なお、3階層と認定された世帯であっても、上記①～③に該当する世帯の場合は次に掲げる額とする。

階層	利用者負担額(月額)	
	公立施設	私立施設
3-1	2,000円	2,000円

※2 また、上記に該当する世帯であって、支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者(当該保護者が扶養している子ども)等が2人以上いる場合は、最年長の子どもから順に2人目以降については0円とする。〔支給認定申請内容により多子判定を行う。〕

(4) 同一世帯に保育園・幼稚園・認定こども園等の対象施設を利用している小学校3年生以下の子どもが2人以上いる場合、小学校3年生以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目を半額、3人目以降については0円とする。

※1 ただし、3階層の世帯であって、支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者(当該保護者が扶養している子ども)等が2人以上いる場合は、最年長の子どもから順に2人目を半額、3人目以降については0円とする。〔支給認定申請内容により多子判定を行う。〕

※2 また、2階層の世帯であって、支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者(当該保護者が扶養している子ども)等が2人以上いる場合は、最年長の子どもから順に2人目以降については0円とする。〔支給認定申請内容により多子判定を行う。〕

(5) 上記利用者負担額には、入園料、給食費、その他利用料(授業料)等の費用は含まれません。また、施設によっては利用者負担額以外に諸経費や通園バス代などが必要な場合があります。